

三股町の給与・定員管理等の状況

地方公務員の給与などについては、地方公務員法の趣旨に沿った運用を実現するため、議会での給与条例、予算審議を通じて公にされ決定されています。本町でも、財政面から見た職員給与の状況を明らかにするため、議会に対して予算説明の一つとして給与明細書を提出し、公にしてみました。これを町民の皆さんに広く理解していただくために、町職員の給与の状況について、次のように公表します。

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (19年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 18年度の人件費率
19年度	2万5,089人	34億4,689万7,555円	2億3,255万6,000円	13億6,539万6,000円	16.1%	17.0%

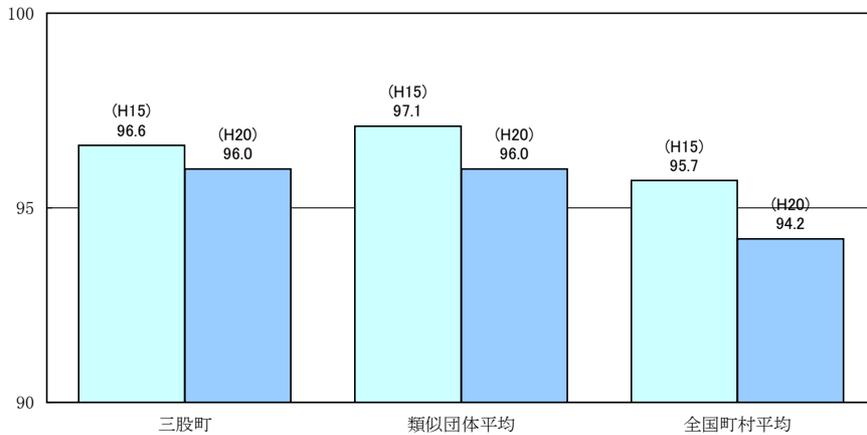
(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 1人当たり総給与
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
20年度	150人	590,014 千円	79,436 千円	247,924 千円	917,374 千円	6,116 千円	6,135 千円

(注) 給与費は当初予算に計上された額で、職員手当には退職手当・児童手当は含まれていません。

(3) 特記事項

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注1) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
 (注2) 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	格差 A-B	勧告 (改定率)		
20年度	円	円	円	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事院勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

①特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	格差 A-B	勧告 (改定月数)		
20年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 職員の平均給与月額、初任給などの状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額と平均給与月額の状況（20年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
三股町	42.8 歳	327,757円	368,066円	349,076円
宮崎県	43.7 歳	350,076円	419,564円	378,655円
国	41.1 歳	325,113円	-	387,506円
類似団体	43.3 歳	332,973円	389,029円	368,156円

②技能労務職

区分	公 務 員			
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国ベース)
三股町	43.1 歳	313,478円	349,839円	346,777円
うち清掃職員	42.9 歳	310,014円	345,952円	337,900円
うち自動車運転手	44.0 歳	325,600円	363,447円	358,600円
宮崎県	56.0 歳	359,843円	410,887円	374,920円
国	48.9 歳	284,679円	-	320,623円
類似団体	48.3 歳	286,823円	313,491円	304,854円
区分	民 間 参 考			
	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
三股町	-	-	-	-
うち清掃職員	廃棄物処理業従業員	43.3 歳	300,100円	1.15
うち自動車運転手	営業用バス運転者	45.3 歳	315,700円	1.15
宮崎県	-	-	-	-
国	-	-	-	-
類似団体	-	-	-	-

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
三股町	歳		
宮崎県	歳		
国	歳		
類似団体	歳		

(注) 1 「平均給料月額」とは、18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（20年4月1日現在）

区分		三 股 町	宮 崎 県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	140,100 円	140,700 円	-
	中学卒		118,300 円	-
教育職	大学卒			
	高校卒			

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（20年4月1日現在）

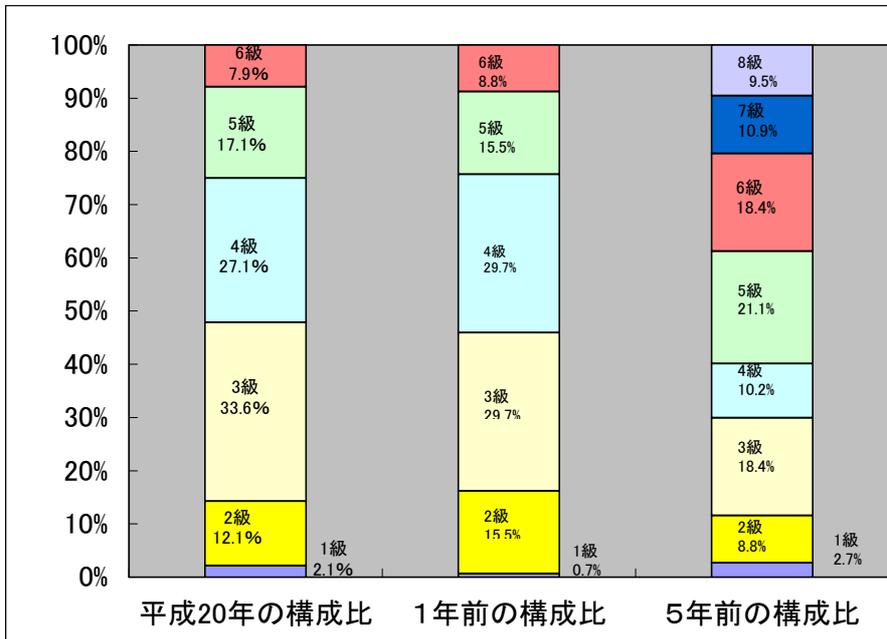
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	231,750 円	285,100 円	344,650 円
	高校卒	208,900 円	252,600 円	311,250 円
技能労務職	高校卒	208,900 円	277,700 円	285,100 円
	中学卒			
教育職	大学卒			
	高校卒			

3 一般行政職の級別職員数などの状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(20年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	課長局 長室 長対策監	13人	8.90%
5級	課長補佐主幹室長補佐事務局長補佐	23人	15.50%
4級	副主幹係 長	44人	29.70%
3級	主査	44人	29.70%
2級	主任主事主任技師	23人	15.50%
1級	主事技師	1人	0.70%

(注) 1 三股町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給短縮の状況

1 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年4月1日を評定日として全職員に対して勤務成績の評定を実施。

2 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価が未実施であるため、病氣求職者を除き昇給区分に差を設けなかった。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

三股町	宮崎県	国
1人当たり平均支給額(19年度) 1,641千円	1人当たり平均支給額(19年度) 1,785千円	
(19年度支給割合) 期末手当 3.0月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.50月分 (0.75)月分	(19年度支給割合) 期末手当 3.0月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45月分 (0.75)月分	(19年度支給割合) 期末手当 3.0月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.50月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 役職加算 5~15% 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 役職加算 5~20% 管理職加算10~25% 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 役職加算 5~20% 管理職加算10~25% 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

1 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年4月1日を評定日として全職員に対して勤務成績の評定を実施。

2 勤勉手当への勤務成績の反映状況

人事評価が未実施であるため、病氣求職者を除き昇給区分に差を設けなかった。

(2) 退職手当(20年4月1日現在)

三 股 町				国			
(支給率)	自己都合		勸奨・定年	(支給率)	自己都合		勸奨・定年
勤続20年	23.50	月分	30.55 月分	勤続20年	23.50	月分	30.55 月分
勤続25年	33.50	月分	41.34 月分	勤続25年	33.50	月分	41.34 月分
勤続35年	47.50	月分	59.28 月分	勤続35年	47.50	月分	59.28 月分
最高限度額	59.28	月分	59.28 月分	最高限度額	59.28	月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特別加算 (退職時特別昇給 無)				その他の加算措置 定年前早期退職特別加算 (退職時特別昇給 無)			
1人当たり平均支給額 25,085 千円				1人当たり平均支給額 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 ※支給実績なし

(20年4月1日現在)

支給実績(17年度決算)			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)			
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
	%	%
	%	%
	%	%
	%	%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(4) 特殊勤務手当(20年4月1日現在)

支給実績(20年度決算)	462千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	66,000円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(20年度)	3.60%		
手当の種類(手当数)	3種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
し尿処理手当	し尿処理施設従事者	し尿処理施設の維持管理業務	月額5,500円
感染症等防疫作業手当	防疫作業従事者	感染症或いは疑いのある防疫作業業務	日額1,000円
行旅死亡人等処理作業手当	作業従事者	行旅死亡人等の処理業務	1件2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(19年度決算)	20,112千円
職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	148千円
支給実績(18年度決算)	23,974千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	189千円

(6) その他の手当(20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(19年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)
扶養手当	配偶者13000円等	同		25,098千円	267,000円
住居手当	貸家の場合、家賃が12000円を超えるときに支給し、家賃の額に応じて最高27000円まで	同		9,254千円	210,318円
通勤手当	通勤距離に応じて支給	同		3,529千円	39,211円
管理職手当	給料月額×支給率(役職ごと)			6,258千円	447,000円

5 特別職の報酬等の状況（20年4月1日現在）

区分	給料		月額	等
	給料	市区町村長	651,600円 (724,000円)	(参考)類似団体における最高/最低額
副市町村長		553,850円 (583,000円)	915,000円/340,000円	
収入役			750,000円/277,000円	
報酬	議長	296,000円 ()	499,000円/227,000円	
	副議長	237,000円 ()	430,000円/182,000円	
	議員	215,000円 ()	400,000円/157,000円	
期末手当	市区町村長	(19年度支給割合)		
	副市町村長	3.35月分		
	議長	(19年度支給割合)		
退職手当	副議長	3.35月分		
	議員	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)		
	市区町村長	724,000円 × 48月 × 0.417	1,449万円	任期毎
	副市町村長	583,000円 × 48月 × 0.248	694万円	任期毎
	備考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込み額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

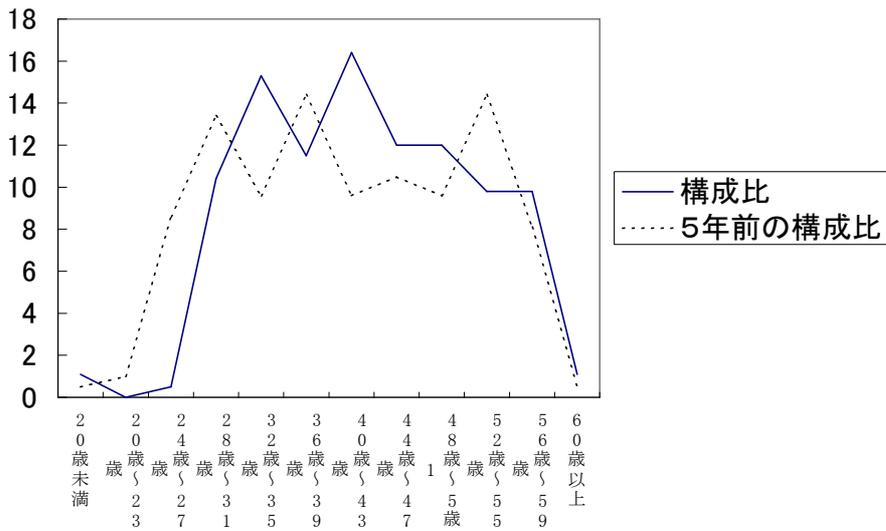
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数(人)			主な増減理由	
		19年	20年	増減数		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	
		総務	40	43	3	電算業務の職員増 育児休業者の総務企画課付による職員増
		税務	14	14	0	
		民生	16	14	▲2	後期高齢者制度の施行による公営企業会計部門への計上換えによる減 社会福祉施設の派遣中止による減
		衛生	19	18	▲1	衛生一般業務職員の減
		農林	20	20	0	
		商工	3	3	0	
		土木	14	12	▲2	建築業務の職員減、都市計画一般業務の職員減
	小計	128	126	▲2	<参考> 人口1万人当たり職員数 50.2 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 人)	
	教育部門	31	25	▲6	学校用務等職員の減、文化会館業務の職員減、図書館業務の職員減	
消防部門			0			
小計	159	151		<参考> 人口1万人当たり職員数 63.7 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 人)		
公営企業等会計部門	病院	1	1	0		
	水道	8	7	▲1	水道業務の職員減	
	下水道	4	4	0		
	国保	9	9	0		
	介護	12	11	▲1	介護保険業務の職員増	
小計	34	32	▲2			
合計		193 【205】	183 【205】	▲10	<参考> 人口1万人当たり職員数 72.9 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 【 】内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(20年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	0人	1人	19人	28人	21人	30人	22人	22人	18人	18人	2人	183人

(2) 定員適正化計画の数値目標と進捗状況

①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
204人	185人	▲19人	▲9.3%

(参考) 三股町定員適正化計画における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年3月31日	19人減 (▲9.3%)

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

分部門	区	17年	18年	19年	20年	21年～22年	(参考) 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目	計	
一般行政	職員数	137	137	128	120		122
	増減		0	▲9	▲8		
教育	職員数	34	34	31	29		29
	増減		0	▲3	▲2		
公営企業等会計	職員数	33	32	34	34		34
	増減		▲1	2	0		
計	職員数	204	203	193	183	0	185
	増減						

(注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

6 公営企業職員の状況

(1) 上水道事業

①職員給与費の状況
決算

区分	用	は実	職員給与 B	用に	17年度の 職員給与 B/A	(参考) 17年度の 職員給与 に
	A	支		める		
	千円	千円	千円	%	%	%
19年度	321,856	53,173	63,259	19.6		19.0

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
19年度	8人	33,077 千円	16,825 千円	13,357 千円	63,259 千円	7,207 千円

(参考)類似団体平均
1人当たり総給与

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、19年3月31日現在の人数である。

特記事

②職員の基本給、平均月額及び平均年齢の状況(20年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業職員	41.7 歳	336,657円	545,246円
団体平均(一般行政)	42.8 歳	351,675円	549,962円
事業者	歳		

(注) 平均月 額には、期末 勤勉手当を含。

職員の手当の状況
期末手当・勤勉手当

三股町上水道事業		三股町(一般行政職・団体平均等)	
1人当たり平均支給額(19年度)		1人当たり平均支給額(19年度)	
1,645千円		1,641千円	
(18年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 3.0月分 1.45月分 (1.6)月分 (0.75)月分		(18年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 3.0月分 1.45月分 (1.6)月分 (0.75)月分	
(加算措置の状況) 役職加算 5~15% 職制上の段階、職務の級等による加算措置		(加算措置の状況) 役職加算 5~15% 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ()は、再任用職員に係る支給割合である。

退職手当(19年4月1日現在)

三股町上水道事業			三股町(一般行政職・団体平均等)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特別加算			その他の加算措置 定年前早期退職特別加算		
(退職時特別昇給 無)			(退職時特別昇給 無)		
1人当たり平均支給額 千円			1人当たり平均支給額 25,085 千円		

地域手当 ※支給実績なし

(1年4月1日現在)

支給実績(17年度決算)			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
	%	%
	%	%
	%	%
	%	%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

特殊勤務手当(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		36千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		36,000円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)		12.50%	
手当の種類(手当数)		1種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
監 手当	監 従事職員	中 地区水 地施設の監 業務	月額3,000円

時間外勤務手当

支給実績(19年度決算)	1,799千円
職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	257千円
支給実績(18年度決算)	1,083千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	155千円

(注) 時間外勤務手当には、日勤務手当を含。

その他の手当(19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(19年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)
扶養手当	配偶者13000円等	同		1,932千円	241千円
住居手当	貸家の場合、家賃が12000円を超えるときに支給し、家賃の額に応じて最高27000円まで	同		948千円	189千円
通勤手当	通勤距離に応じて支給	同		138千円	23千円
管理職手当	給料月額×支給率(役職ごと)			535千円	535千円

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均給与及びこれに対応する民間従業員データ

区分	公 務 員			
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)
三股町	42.5 歳	307,700円	354,308円	337,911円
うち清掃職員	41.8 歳	304,300円	336,929円	334,329円
うち自動車運転手	42.5 歳	319,700円	415,137円	350,450円
	歳			
宮崎県	51.1 歳	348,389円	396,762円	369,145円
国	48.8 歳	287,094円	-	320,514円
類似団体	48 歳	286,981円	315,880円	304,818円
区分	民 間 参 考			
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
三股町	-	-	-	-
うち清掃職員	廃棄物処理業従業員	43.3 歳	300,100円	1.12
うち自動車運転手	営業用バス運転者	45.3 歳	315,700円	1.31
		歳		
宮崎県	-	-	-	-
国	-	-	-	-
類似団体	-	-	-	-

(注) 1 「平均給料月額」とは、18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

3 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成16～18年の3ヵ年平均)

4 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(2) 職種ごとの年齢別職員数

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
全体	0 人	0 人	1 人	0 人	0 人	4 人	0 人	2 人	1 人	0 人	9 人	0 人	9 人
うち清掃職員	0 人	0 人	1 人	0 人	0 人	3 人	0 人	1 人	1 人	0 人	1 人	0 人	7 人
うち自動車運転手	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	0 人	1 人	0 人	0 人	0 人	0 人	2 人

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表(一)適用

イ 各種手当

一般職と同様

技能労務職にのみ支給される特殊勤務手当

し尿処理手当（し尿処理施設の維持管理業務に従事した場合）月額5,500円

ウ 昇給基準

毎年4月1日に前1年間の勤務成績に応じて4号級（55歳以上の職員にあっては2号級）を標準として昇給

2 基本的な考え方

技能労務職の職務の性格や内容を踏まえ、民間の同種の職種に従事する者との均衡に留意しながら、国、県における同種の職員の給与等を参考に、適正な給与制度の運用となるよう努める。

また、技能労務職員の職員数については、三股町行政改革大綱・集中改革プラン及び定員適正化計画に基づき検討する。

3 具体的な取組内容

(1) 給与の適正な運用

平成18年度に給料表について、一般職員と同様に給与構造の改革に取り組み、給料表の見直しを行い、給与の適正化を図るなど、国家公務員に準拠した給与制度及びその運用につとめてきたが、今後も引き続き、人事院勧告を尊重し、国家公務員制度に準拠した給与制度の運用に努める。

(2) 定員管理の適正化

これまでも退職不補充としてきたところであるが、今後も引き続き退職不補充を基本に、可能な業務については、民間委託等を検討していく。